

再処理工場で発生が予想されるトラブル等とその対応 (No. 2 - 13)

件名	機器分解点検での対象機器間違いによる内包液等の漏えい																			
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 分離建屋: 第1酸回収設備の回収水受槽ポンプ</p> <p>(2) 設備の概要 酸回収設備で発生した回収水を、更なる処理のため低レベル廃液処理建屋へ移送するポンプ。</p> <p>(3) 発生の状況 設備点検時</p> <p>(4) 概要 ポンプ等の分解点検を行う際、分解する機器の間違い(確認ミス)により当該分解点検機器に対する隔離がなされないまま、分解をしたところ、内包している放射性の液体数リットルが拡大防止用の堰内で漏えい。 *他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。</p> <p>(5) 原因 分解対象機器を間違え、隔離していない機器を分解する作業ミス</p>																			
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分離建屋の換気設備が稼働している室内での事象及びそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 漏えい拡大防止のためにあらかじめ設けている堰内の漏えいであり、漏えい確認後、直ちにポンプの運転を停止するとともに弁を閉める(隔離すること)により、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 漏えい箇所の復旧作業は定められた放射線管理計画書に従って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 設備点検時に発生した事象であるため、他工程への影響は生じない。</p>																			
対応の概要	<p>(1) 漏えい液の発生箇所及び漏えいの状況を確認する。</p> <p>(2) 漏えいが生じている機器の運転を一時停止し、定められた作業計画(安全管理・放射線管理を考慮した保守手順書や適切な防護装備の着用)に従い、漏えい箇所の復旧を実施する。</p> <p>(3) 漏えい復旧箇所に異常のないことを確認する。</p>																			
公表区分 ^{*1}	翌平日に公表(ホームページへ掲載)																			
情報区分 ^{*1}	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="3">運転情報</th> </tr> <tr> <th>A情報</th> <th>B情報</th> <th>C情報</th> <th>ごく軽度な機器故障</th> <th>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</th> <th>不適合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		トラブル情報			運転情報			A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等						
トラブル情報			運転情報																	
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等															

事象概要

復旧方法

定められた操作手順に従い復旧操作をして復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転設備に影響なし

設備

運転継続

*1 「A情報」:安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、「B情報」:事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、「C情報」:A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象